

奨 学 生 募 集 要 項

コード・奨学金名	416-02、03（公財）浦上奨学会
設 立 趣 旨	公益財団法人浦上奨学会は、リョービ株式会社の創業者であり、当会の前理事長 浦上 豊氏の私財によって1970年3月に設立されました。向学の意欲に燃える若者たちを支援したいという前理事長の強い願いは、現理事長 浦上 浩氏（リョービ株式会社 相談役）に継承され今日に至っています。向学心旺盛な学生や研究者で、修学・学術技芸の修得、あるいは、研究のため援助を必要とする者に対し奨学援助を行い、社会有用の人材を育成することを主たる目的としています。
給 付 ・ 貸 与 の 種 別	貸与（無利子） 返済… <u>最短修業年限で終了した場合は返還額を半額免除します。</u> 課程修了した年の11月から15年間の年賦返還とする。 ただし、本人の進学・疾病などで返還が困難な場合は、願い出により一時返還猶予の制度有り。
奨 学 金 額	月 額 5万円、6万円、7万円、8万円のうちから選択
採 用 期 間	正規の最短修業年限内
対象学部・学年	2017年4月に大学院の次の課程に入学する者 …全研究科の修士課程1年生・専門職学位課程1年生・博士後期課程1年生
採 用 人 数	若干名
出 願 期 限	奨学課締切 4月20日（木）厳守（財団締切4月27日（木）必着）
採用決定時期	2017年6月下旬
貸 与 開 始 月	2017年4月分～
出 願 資 格	<u>広島県出身者</u> で、2017年4月に新1年生として本学大学院修士課程、専門職学位課程または博士後期課程に入学が決定している者で、現在本学学部または大学院修士課程に在籍している者
選 考 基 準	家計…学費支弁が困難な者 学業…成績優秀者
併 給 制 限	他の奨学金と併願・併給可能
提 出 書 類	1. 奨学金貸与願書（※指定用紙・連帯保証人連署捺印・写真貼付5×4cm） 2. 推薦書（※指定用紙、学部長または研究科長名） … <u>現在所属している学部または研究科にて作成していただく必要があるの</u> <u>で、出願期限に間に合うように余裕をもって所属事務所に依頼してください。（奨学金担当者欄は奨学課で記入しますので空欄で提出）</u> 3. 成績証明書（※所属学部・研究科より取得できる直近のもの） 4. 本人および保護者の最新の所得証明書（市町村役所発行） …両親とも所得がある場合は2名分必要 <u>※指定用紙は教育学研究科HPよりダウンロードしてください</u>
提 出 先	奨学課事務所（戸山キャンパス学生会館1階） （上記1から4の提出書類をすべて揃えて） 4月20日（木）まで[厳守]

2017年度奨学生（貸与）の春季募集要項 <公益財団法人 浦上奨学会>

1. 応募資格 広島県出身者で、2017年4月に大学院の次の課程に入学する人
(1) 修士課程または博士課程(前期)
(2) 博士課程(後期)
2. 推薦者数 1名
3. 貸与金額 月額 5万円・6万円・7万円・8万円 のうちから選択
4. 貸与期間 最短修業年限
5. 出願方法 次の書類を進路決定後に、大学経由で当会の理事長宛に提出してください。
※印の書類は、当会所定の用紙を使用してください。用紙が不足する場合は、コピーをお願いします。
(1) 奨学金貸与願書 ※
(2) 在学大学長(学部長)の推薦書 ※
(3) 在学大学の成績証明書
(4) 本人および保護者の所得証明書
6. 願書締切 2017年4月27日(木)
7. 選考・決定 (1) 当会の選考委員会で選考のうえ、理事会で決定します。
(2) 保護者の所得、大学の推薦書・成績証明書を選考の参考にします。
(3) 結果は6月下旬に、奨学金担当者を通じてお知らせします。
8. 返 還 (1) 最短修業年限で修了した場合は、返還額を半額免除します。
(2) 貸与した奨学金は無利息です。
(3) 卒業した年の11月から、15年間の年賦で返還していただきます。
(4) 本人が進学・疾病等で返還が困難な場合は、願い出により返還の猶予を受けることができます。
9. 進級・卒業 (1) 進級時には進級後の在学証明書の提出が必要です。
(2) 卒業時には卒業証明書、借用証明書の提出が必要です。
10. その他 (1) 他の奨学機関と併願・併給することができます。
(2) 当会の奨学金貸与規程を同封します。
(3) 2017年度については、4月にさかのぼって支給します。

※不明な点は当会へお問い合わせください。(できるだけメールをお願いします)

〒726-8628 広島県府中市目崎町762

公益財団法人 浦上奨学会 担当：山下

TEL (0847) 41-1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

以上

提出書類記載上の注意

公益財団法人 浦上奨学会

1. 奨学金貸与願書

- (1) 写真(縦5cm・横4cm)は、脱帽・上半身・背景無地で、3ヶ月以内に撮影したものを貼付してください。
- (2) 家族の状況は、全員の続柄、氏名、年齢、勤務先・学校名等を具体的に記入してください。
- (3) 連帯保証人は、父か母、またはそれに準ずる方にしてください。

2. 推薦書

- (1) 入学予定大学院の課程は該当する方に○をし、最短修業年限を記入してください。
- (2) 奨学金担当者欄は、本奨学金をご担当される方の連絡先を記入してください。

3. 成績証明書

在学大学の成績・記録を記載したものを添付してください。
(取得できる直近のもの)

4. 所得証明書

出願者本人および保護者で所得がある方(例えば、両親とも所得がある場合は2名分)の所得証明書を、市町村で取得してください。
※市町村で所得証明書を取得する場合は、運転免許証・保険証等の身分証明書が必要です。

※取得した個人情報、奨学生の選考、奨学制度の運用、奨学生への連絡等において使用します。

以 上

年 月 日

公益財団法人 浦上奨学会
理事長 浦上 浩 様

奨学金貸与願書

公益財団法人浦上奨学会の奨学金貸与規程に従い、奨学金の貸与を受けたいので、必要書類を添付し出願いたします。

志 願 者	写 真 縦 5 cm 横 4 cm	フリガナ			
		氏 名	印		
		住 所	〒		
		生年月日	西暦	和暦 (S・H)	年 月 日
	※写真は3ヶ月以内に 撮影したものを貼付 してください。	自宅電話	()	-	
		携帯電話	()	-	
		E-mail アドレス			
保 護 者		フリガナ			
		氏 名	印		
		住 所	〒		
		自宅電話	()	-	
家 族 の 状 況		氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校名等
連 帯 保 証 人		フリガナ			
		氏 名	印		
		住 所	〒		
		自宅電話	()	-	

※推薦書(別紙)、成績証明書、所得証明書を添付してください。

以 上

年 月 日

公益財団法人 浦上奨学会
理事長 浦上 浩 様

大学名

学長名
(学部長名)

印

推 薦 書

貴会の奨学生として推薦いたします。

志 願 者	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	西暦	和暦 (S・H)	年 月 日
卒 業 高 等 学 校	年 月 卒業			
在学大学・学部・学科				
入学予定大学院	大学院・専攻			
	課 程	前期 ・ 後期	修業年限	年
研 究 テ ー マ				
推 薦 所 見				
	(記入者:)			
奨 学 金 担 当 者	部署名			
	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	E-mail アドレス			

以 上

公益財団法人 浦上奨学会
奨学金貸与規程（貸与奨学生用）

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、公益財団法人浦上奨学会（以下「本会」という）が行う奨学・助成事業に関し、必要な事項を定める。

（奨学生の資格）

第2条 本会の奨学生となる者は大学もしくは大学院に在学し、心身とも健康で、学業成績が優秀であって、学費などの援助を必要とする者とする。資格の詳細については募集要項に定める。

（奨学生の種類）

第3条 奨学生の種類は次に掲げる者とする。

- (1) 大学（4年課程）に在学する者
- (2) 大学院（修士課程もしくは博士課程前期または後期）に在学する者

（奨学金の額および貸与期間）

第4条 前条の奨学生に対しては、次のいずれかの額を、正規の最短修業期間中、奨学金として貸与する。

月額 50,000 円、60,000 円、70,000 円、80,000 円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（奨学生願書および奨学生推薦書の提出）

第5条 第3条の奨学生志願者は、連帯保証人と連署した奨学金貸与願書に、出身大学長または在学大学長の推薦書、学業成績証明書、所得証明書、その他本会が必要とする書類を添えて、本会に提出するものとする。

2. 連帯保証人は、本人が未成年者の場合はその親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

（奨学生の採用）

第6条 奨学金を受ける者の選考は、定款第56条の規定にもとづき定める選考委員会の選考を経て理事会で決定し、その結果は推薦者を経て本人に通知する。

（奨学金の交付）

第7条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2カ月分以上を合わせ、または一括して交付することができる。

2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行う。

（学業成績の報告）

第8条 第3条の奨学生は、要請があった場合には学業成績表を提出しなければならない。

（異動届け出）

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに届け出なければならない。

- (1) 留年、休学、復学、転学もしくは退学したとき

- (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 最短修業年限で卒業する見込みがなくなったとき
 - (4) 連帯保証人を変更したとき
 - (5) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
2. 奨学生が最短修業年限を経過した時は、卒業報告書を提出し、進路および新住所等を届け出なければならない。

(奨学金の休止または停止)

第 10 条 奨学生が休学もしくは長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業または行動などの状況により、指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第 11 条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者について、その事由が止んだときは、奨学金の交付を復活することができる。

この場合、復活の願い出は在学大学長を経て本会に対して行うものとする。

(奨学金の中止)

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の交付を中止する。この場合、在学大学長の意見を徴しなければならない。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

この場合の申し出は、第 9 条第 1 項の規定に準じて行うものとする。

(奨学金借用証明の提出)

第 14 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸与を受けた奨学金の全額（最短修業年限で卒業した場合は貸与額の半額）について奨学金借用証明を作成し、連帯保証人と連署のうえただちに提出しなければならない。

- (1) 卒業または奨学金貸与期間が満了したとき
- (2) 第 12 条の規定により奨学金の交付を中止されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第 15 条 奨学金の貸与は無利息とする。

第 3 章 奨学金の返還および返還猶予

(奨学金の返還)

第 16 条 奨学生が第 14 条各号のいずれかに該当するとき、貸与が終了した月の翌月から起算して 7 カ月を経過した後、15 年以内に貸与された奨学金の全額（最短修業年限で卒業した場合は貸与額の半額）を返還しなければならない。

2. 前項の奨学金の返還は年賦の方法によらなければならない。

ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。

3. 前2項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した奨学金の全部または一部につき繰り上げ償還させることができる。
 - (1) 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
 - (2) いつわりの申請その他不正な手段によって貸与を受けたとき
 - (3) 返還の支払いを怠ったとき

(返還の猶予)

第17条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、願い出によって奨学金の返還を猶予する。

- (1) 災害により損害をこうむったため返還が困難になったとき
 - (2) 傷病により返還が困難になったとき
 - (3) 大学、大学院、またはこれと同程度の学校に在学するとき
 - (4) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
2. 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号のいずれかに該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときには、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第4号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願い出)

第18条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することができる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第19条 奨学金の返還猶予の願い出があったときは、理事会において審査決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学生であった者の届け出)

- 第20条 奨学生が第14条各号のいずれかに該当するときは、すみやかにその住所および職業を届け出なければならない。
2. 奨学生であった者が、大学、大学院もしくはこれらと同程度の学校に入学したときは、在学証明書またはこれらの事実を証する書類を添えて、ただちに届け出なければならない。
 3. 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に、氏名、住所、職業、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
 4. 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき、またはそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

(死亡の届け出)

- 第21条 奨学生が死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えて在学大学長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。
2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人または連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第22条 奨学金返還免除の願い出があった場合は理事会に諮り、返還すべき奨学金の一部または全部の返還を免除することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、奨学生が最短修業年限で卒業した場合は、貸与された奨学金の半額の返還を免除する。

第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第23条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績および生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第24条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、財団法人浦上奨学会寄付行為施行の日から施行するものとする。

制定 昭和45年3月16日

附則

この規程の変更部分は、財団法人浦上奨学会寄付行為の一部変更の認可の日から施行する。

変更 昭和48年3月22日

変更 平成8年9月3日

変更 平成17年3月30日

附則

この規程の変更部分は、財団法人浦上奨学会理事会および評議員会での議決の日から施行する。

変更 昭和54年5月31日

変更 昭和58年2月21日

変更 昭和59年4月1日

変更 平成8年5月24日

附則

この規程の変更部分は、公益財団法人移行登記の日から施行する。

変更 平成24年4月1日

附則

この規程の変更部分は、平成27年度採用の奨学生から適用する。

変更 平成26年6月23日